

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0177	「令和8年版 日本の防衛」の和文翻訳及び電子データの作成等	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年9月4日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年4月8日(水) (10:45)
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年3月19日(木) 12:00 までに提出しなければならない。
(5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する

暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 4月 6日 (月)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線20822

仕 様 書

物品番号		作成 年月日	令和8年2月1 8日	要求元	大臣官房広報課
件名	「令和8年版 日本の防衛」の和文翻訳及び電子データの作成等				

1 総則

本仕様書は、大臣官房広報課（以下「官側」という。）より依頼を受けた受注者が行う「令和8年版 日本の防衛」の翻訳（英語及び中国語）及び電子データの作成ほか1件について規定する。

2 業務の概要

- (1) 「令和8年版 日本の防衛」の翻訳（英語及び中国語）及び電子データの作成
- (2) 「令和8年版 日本の防衛」（英語）無料版電子書籍の作成・配信

3 調達目的・重視事項

- (1) 「日本の防衛」（防衛白書）は、1970年（昭和45年）に刊行、1976年（昭和51年）以降毎年作成しており、わが国を取り巻く安全保障環境及びそれに対応するため防衛省・自衛隊が実施する諸施策・活動等を広く国民に周知し、国民の理解を得ることのほか、わが国のゆるぎない防衛意思と能力を国際社会に示すために重要な情報発信の手段となっている。
- (2) 外国語版についても重要な手段の一つとして在京外国大使館、外国報道機関等への英訳版の配布や省ホームページへの掲載を行っており、諸外国へ時期を逸さずに発信をする必要がある。
- (3) これらの目的の達成のため、本契約の受注者は、官側より示す資料をはじめ、適宜関連する資料を調査のうえ確実に参照するほか、原則として、「令和7年版 日本の防衛」と同様の記述となる部分については、「Defense of Japan 2025」（令和7年英語版）において英語翻訳されている表現にならって翻訳することとする。また、防衛関連用語、法律、行政の専門用語の翻訳に精通及び熟知した上で、官側の指示する訳出法には必ず従うこととする。また、官側から協議の要請があった場合は速やかに登庁し、必要な協議を実施する。

4 翻訳対象及び範囲

翻訳対象及び範囲は、「令和8年版 日本の防衛」の全頁とする。なお、原稿枚数については、次のとおりとする。

- (1) 英語訳
A4版変形たて（横210mm×縦270mm）（1頁約1,500字詰め）892（±89）頁（図表含む。レイアウト後の印刷物紙媒体の成果物としてみた頁数の目安としては、英語本冊約600頁、オンライン資料編約300頁）
- (2) 中国語訳
中国語訳の原稿枚数は、A4版変形たて（横210mm×縦270mm）（1頁約1,500字詰め）20頁とする。（図表含む。）

5 作業期間

- (1) 1次納品に係る作業期間：契約締結日～令和8年7月21日（火）

- (2) 2次納品に係る作業期間：契約締結日～令和8年8月25日（火）
- (3) 英語版書籍「令和8年版 日本の防衛」無料版電子書籍の作成・配信に係る作業期間：契約締結日～令和8年9月4日（金）

6 要求事項

翻訳、作成する電子データの納品、及び無料版電子書籍配信について、以下に示す要領で行うこととする。

(1) 翻訳要領

ア 記述要領

- (ア) 翻訳データの形式（Microsoft Word、PDF等）は、官側の指示による。
- (イ) A4判（縦）用紙に横書きすること。（中央下に頁数を表記すること。）
- (ウ) 1行の字数、行数及び字体は任意とする。ただし、字体は統一すること。
Wordでの作成時は、日本語も併記した日英対訳形式とする。中国語については日中対訳形式とする。

イ 訳文の校正

- (ア) 翻訳文に対する官側の校正は2回以上行うものとし、それぞれ官側が示した時期に行う。
- (イ) 校正の提出方法については、官側からの細部指示による。
- (ウ) 官側に翻訳原稿を提出する際には、必ず文章作成の専門性と実績を有する英語及び中国語ネイティブスピーカーによるチェックが実施されたものを提出することとする。なお、受注者は、官側が求めれば、翻訳者及びネイティブスピーカーの氏名を報告しなければならない。

ウ その他

- (ア) 翻訳作業にあたっては、原則、総合評価で翻訳を実施した者が全ての翻訳を実施しなければならない。ただし、翻訳を複数の者で実施する場合には、総合評価で翻訳を実施した者が全体を通じて訳文の質が一定に保たれるように検査することとする。
- (イ) 官側及び受注者間の翻訳原稿の送付・受領、その他連絡については、官側の指定する手段を用いることとする。

(2) 第1次納品における納品要領

訳文の第1次納品における要領は、次による。

ア 納品物

- (ア) 外国語（英語・中国語）版「令和8年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」PDFデータ
「令和8年版 日本の防衛」のうち、パンフレットになるダイジェスト部分の翻訳（約20頁）を原稿として、防衛省ホームページ掲載用に作成する。

イ 作成方法

- (ア) 政府刊行物であることから、翻訳作業にあたっては、「令和7年版 日本の防衛」及び「令和7年版 日本の防衛パンフレット」を踏まえ実施することとし、同様の用語・単語の使用を徹底する。
- (イ) 掲載する図表については、Microsoft PowerPointの電子データで入稿されるため、受注者は、当該ファイル上で翻訳文を上書き修正する。この作業には、図表のレイアウト調整のほか、必要に応じて一部の図表の作成や数値データの入力作業を含むものとし、各部ごとにファイルを分割すること。
- (ウ) 外国語（英語・中国語）版「令和8年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」

で掲載する写真については、官側が提供するもののほか、部外から調達するもの（各言語25枚）とする。また、部外から調達する写真の契約等は受注者が行うものとする。なお、紙及び電子データの両媒体で利用可能とすること。

(エ) デザイン、図表及び写真と本文のレイアウト上の位置関係については、「令和8年版 日本の防衛」に準ずるものとする。なお、当該デザインの入手にあたっては官側と調整する。サイズは、印刷した場合にA4版変形（横210mm×縦270mm）になることを前提とし、読みやすさを確保しつつ、日本語版の該当箇所に準じた頁数になるように文字数・行間等を調節する。

(オ) 図表及び写真については、冊子全体の統一感及び読者へのアピール度に留意して1点ずつ最適なサイズを追求すること。

(カ) 各QRコードについては、英語版のリンク先へアクセスできるように作成すること。

(キ) 官側が提供する原稿は文章、図表及び写真がそれぞれ分かれる形式となるため、受注者は官側の指示を受けて、それらの原稿を適宜整理し、用字・用語の統一、誤字・脱字の修正を行うほか、ゲラの文字校正を行い、官側は校正済みのゲラの確認作業のみ行うものとする。

ウ 納期

令和8年7月21日（火）

エ 納入先

大臣官房広報課

オ 提出方法

官側が遅滞なくデータを確認できるように官側のOA機器から利用可能なサーバー等を介してデータを授受するとともに、DVD-ROMに収録して納入する。

(3) 第2次納品における納品要領

訳文の第2次納品における要領は、次による。

ア 納品物

(ア) 英語版書籍「令和8年版 日本の防衛」の電子データ

外国語（英語・中国語）版「令和8年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」PDFデータ（（2）ア（ア））を推敲したものに加え、「令和8年版 日本の防衛」の資料編を含む全ての内容の翻訳を原稿として、以下のデータファイルを納品する。サイズはA4版変形（横210mm×縦270mm）での印刷を前提とし、読みやすさを確保しつつ、日本語版の該当箇所に準じた頁数になるように文字数・行間等を調節する。

索引に記載する語句及び頁数等の内容については、日本語版の内容を踏まえ、英語版書籍に応じたものとなるよう作成する。

a PDFデータ

防衛省ホームページ掲載用として作成する。トンボ・出力記録等を削除し、見開きではなく書籍の1頁をPDF上の1頁とする。（PDF上の頁番号と書籍の頁番号を一致させること。）この際、文字や図表が認識できるように留意すること。なお、統合版データ及び各節ごとの分割データを提出することとし、各ファイル名は、官側から指示する名称で提出するものとする。

b DTPデータ

印刷・製本に適したデータとすること。細部については、別途官側と調整する。

c Wordデータ

写真及び図表以外について、Microsoft Word 形式で作成すること。その際、日本語も併記した日英対訳形式とする。

d インデザイン及びイラストレータ

納品後に修正が可能な状態の組版データを変換して作成すること。

e 電子書籍（epub 形式）用データ

防衛省ホームページ掲載用として作成する。図表を含む全ページをカラー電子化するとともに、キーワード検索・ズーム機能を有するものとする。なお、データ形式は、一般国民が使用できる汎用性のあるものとする。また、目次の各節から本文等各ページへリンクできるようにするほか、章単位でまとめて閲覧できるようにする。

(イ) 外国語（英語・中国語）版「令和 8 年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」の電子データ

外国語（英語・中国語）版「令和 8 年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」PDFデータ（（2）ア（ア））を推敲したものを原稿として、以下のデータファイルを納品すること。

a PDF データ

防衛省ホームページ掲載用として作成する。トンボ・出力記録等を削除し、見開きではなく書籍の 1 頁を PDF 上の 1 頁とする。（PDF 上の頁番号と書籍の頁番号を一致させること。）

b DTP データ

印刷・製本に適したデータとすること。細部については、別途官側と調整する。

c Word データ

写真及び図表以外について、Microsoft Word 形式で作成すること。その際、日本語も併記した日英対訳形式とする。

d インデザイン及びイラストレータ

納品後に修正が可能な状態の組版データを変換して作成すること。

イ 作成方法

(ア) 英語版書籍「令和 8 年版 日本の防衛」で掲載する写真については、官側が提供するもののほか、部外から調達するもの（42 枚）とする。また、部外から調達する写真の契約等は受注者が行うものとする。なお、紙及び電子データの両媒体で利用可能とすること。

(イ) デザインや形式等については第 1 次納品（（2）イ（ウ）～（カ））に示す内容に同じ。

ウ 納期及び納入先

納期及び納入先は、表 2 による。

表 2 - 第 2 次納品における納期及び納入先

番号	データ名	納期	納入先
1	英語版書籍「令和 8 年版 日本の防衛」PDF データ	令和 8 年 8 月 2 5 日 (火)	大臣官房 広報課
2	英語版書籍「令和 8 年版 日本の防衛」DTP データ		
3	英語版書籍「令和 8 年版 日本の防衛」Word データ		
4	英語版書籍「令和 8 年版 日本の防衛」インデザイン及びイラストレータ		
5	英語版書籍「令和 8 年版 日本の防衛」電子書籍 (epub 形式) 用データ		
6	外国語 (英語・中国語) 版「令和 8 年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」PDF データ		
7	外国語 (英語・中国語) 版「令和 8 年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」DTP データ		
8	外国語 (英語・中国語) 版「令和 8 年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」Word データ		
9	外国語 (英語・中国語) 版「令和 8 年版 日本の防衛説明用ダイジェスト」インデザイン及びイラストレータ		

オ 提出方法

官側が遅滞なくデータを確認できるように官側のOA機器から利用可能なサーバー等を介してデータを授受するとともに、DVD-ROMに収録して納入する。

(4) 英語版書籍「令和 8 年版 日本の防衛」無料版電子書籍の作成・配信

ア 作成内容

(3) ア (ア) e で作成した電子データと同一のものとする。

イ 配信

複数の電子書籍販売サイトを通じ、無料電子版書籍として配信する。その際、必要に応じてデータ形式(データは1ファイルで配信)の変換等を行うとともに、官側と所要の調整を行うこととする。

ウ 納期

令和 8 年 9 月 4 日 (金) までに配信に必要な手続きを終え官側へ報告する。

7 検査・検収

支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

8 留意事項

- (1) 受注者は、本仕様書に定める事項を確実にを行うものとする。
- (2) 受注者は、本件業務を実施するにあたり、適切な実施体制を確保するものとし、業務に従事する者の学歴、職歴、業務経験及び能力(資格等を含む)を記載した書面を官側へ提出するものとする。また、実施体制を変更せざるを得ない事

態が発生した場合には、遅滞なく書面により報告するとともに、変更後の体制について官側の了承を得るものとする。

- (3) 本件は、各省との協議、省内調整、閣議などの手続きを踏まえた修正のほか、国際情勢の変動に伴う修正が相当回数行われる場合がある。特に、公表日前数日間においては、追加・修正作業に速やかに対応する必要があるため、休日や時間外における作業実施体制（対応方針）について、予め官側へ提出するものとする。なお、要求事項に規定する校正回数は最低回数であり、原則完全な原稿になるまで実施する。入稿及び校正等に伴うデータの支給及び提出に当たっては、官側のOA機器から利用可能で安全性の確保できる手段を受注者側で確保し、本件を受注し要求原課と調整可能となった時点から直ちに送受信の試験及び運用ができるようにする。
- (4) 受注者は、本件業務の実施にあたり、作業工程表を作成して進捗管理を行い、当該工程表を適宜官側へ提出して情報共有を図るものとする。また、作業工程表に変更に変更が生じた場合には、遅滞なく官側に変更作業工程表を提出して、承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、期日までに本件の作業を確実にを行い、成果物を納入しなければならない。ただし、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、一両日中にその旨を官側に連絡し、指示を受けるものとする。
- (6) 受注者は、変更契約をするにあたり、追加費用の発生の有無については、別途官側と協議するものとする。
- (7) 受注者は、納品の前後に関わらず、本作業上知り得た内容の秘密を厳守しなければならない。

9 その他

- (1) 契約の適用基準は関係法令によるものとする。なお、受注者は、官側からの貸与原稿を、業務終了後速やかに返却すること。
- (2) 知的財産権の帰属
 - ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て防衛省に帰属するものとする。
 - イ 防衛省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。
 - ウ 納品される成果物（防衛省から提供する原稿から作成した成果物を除く。）に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」をいう。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物等の内容について、事前に防衛省の承認を得ることとし、防衛省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
 - エ 受注者は防衛省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (3) 契約不適合責任
 - ア 受注者は、本調達について検収を行った日を起算として1年間、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があるこ

とが判明した場合には、その契約不適合が発注者の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示を不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときにはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に発注者の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても発注者の承認を受けること。

イ 前項の期間経過後であっても、成果物等の契約不適合が受注者事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本調達について検収を行った日を起算として5年間はその責任を負うものとする。

ウ 発注者は、前各項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

(4) 本仕様書における業務の構成案はあくまで官側から提示する一案であり、業者の企画を制限するものではないことに留意すること。

(5) 輸送については、環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求められた場合、速やかに提示すること。

(6) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

(7) 本仕様書において議事が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議するものとする。